平成２２年（フ）第８７９号
栃木県大田原市加治屋94番地254　レオパレススティール104号室、前住所栃木県宇都宮市清原台４丁目22番６号　ヴィラージュ清原台A101
債務者　大金　隆司
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８２号
栃木県大田原市宇田川1787番地106
債務者　山下由美子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８５号
栃木県宇都宮市石井町2275番地１
債務者　別井　俊文
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８６号
栃木県日光市足尾町赤沢14番19号、前住所栃木県日光市足尾町上間藤３番１―402号
債務者　山田　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８７号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅27号棟64号室
債務者　小久保晴代
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９３号
栃木県日光市小代289番地198
債務者　副田　光昌
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９４号
栃木県日光市小代289番地198
債務者　副田　久美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９７号
栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地
債務者　阿久津　忠
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９９号
栃木県宇都宮市本丸町11番７号　Kシティハイツ102、前住所栃木県宇都宮市簗瀬４丁目９番13号
債務者　永井　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時20分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０２号
栃木県宇都宮市関白町1186番地16
債務者　小宅　章夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０号
島根県大田市大田町大田ロ1109番地３　コーポ山根１号室
債務者　足立　隆司
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分　松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１３７号
島根県簸川郡斐川町大字美南783番地
債務者　古川　美紀
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分　松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第８７５号
栃木県宇都宮市雀の宮１丁目17番19号、前住所栃木県下都賀郡壬生町緑町３丁目14番13号
債務者　川中子雅士
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時20分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０３号
栃木県宇都宮市若草１丁目６番12号　県営住宅12棟14号室
債務者　大島イツ子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０４号
栃木県那須郡那須町大字湯本212番地　あいおい損保那須山荘、前住所北海道旭川市錦町15丁目2982番地の１　錦緑荘２Ｆ
債務者　近藤　啓文
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３１０号
横浜市泉区和泉町4600番地の１　ライオンズマンション和泉野106号
債務者　山下　和代
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部